

「裁判員経験者の意見交換会」議事概要

日 時 令和元年10月17日（木）午後3時から午後5時まで

場 所 前橋地方裁判所大会議室（本館5階）

参加者等

主催者 相澤 哲（前橋地方裁判所長）

司会者 水上 周（前橋地方裁判所刑事第1部部総括判事）

裁判官 國井恒志（前橋地方裁判所刑事第2部部総括判事）

検察官 笠原瑠璃（前橋地方検察庁検事）

弁護士 牧瀬公毅（群馬弁護士会所属）

裁判員経験者1番 50代女性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 50代女性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 70代女性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 60代女性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 70代女性（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 70代女性（以下「6番」と略記）

司会者

それでは、お待たせいたしました。ただいまから、裁判員経験者の意見交換会を開会いたします。開会に当たり、この会の主催者である前橋地方裁判所長から御挨拶を申し上げます。

主催者

前橋地裁所長の相澤でございます。大変お忙しい中、本日、本意見交換会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。皆様方におかれましては、昨年3月から本年3月までの間に当庁で実施された裁判員裁判にそれぞれ裁判員として関与していただきました。その節は、大変ありがとうございました。ところで、御承知のとおり、この裁判員制度は本年5月をもちまして施行10周年を迎えました。皆様

をはじめ、多くの方々からの幅広い御協力に支えられまして全国、また当庁においてもおおむね順調な制度運用がなされてきたものと承知しておりますが、制度趣旨にかなった運用を実現し、継続していくためには、我々法曹三者において日々改善の努力を怠ってはならないものと考えております。そのためにも、本日は皆様方が裁判員として関わられた経験から、忌憚のない御意見を承りまして、今後の審理に生かしていきたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。遠慮なく、率直な御意見を聞かせていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

司会者

この意見交換会は、裁判員を経験された皆様から裁判員裁判に参加した率直な御意見、御感想を伺って、今後私どもが裁判員裁判を運用する上で改善するための参考とさせていただくということと、これから裁判員として参加される方の不安あるいは負担感などを少しでも解消していただきたいという趣旨で開催しております。私は、今日の意見交換会の司会を担当する刑事第1部の部総括判事の水上と申します。よろしくお願いいたします。それでは、出席の裁判官、検察官、弁護人から自己紹介をお願いいたします。

裁判官

裁判官の國井でございます。よろしくお願いいたします。

弁護士

弁護人の牧瀬と申します。よろしくお願いいたします。

検察官

検察官の笠原と申します。よろしくお願いいたします。

司会者

それでは、今日の意見交換会の進行についてですが、まず私から皆様を担当された事件の内容を簡単に御紹介させていただいて、それぞれの経験者の方から裁判員裁判に参加された全体的な感想をいただきたいと思っております。その後、参加された裁判員裁判の進行に従って裁判員に選任されるまでの手続、公判審理の内容、評議、判

決について、それから裁判員制度の運用上のいろいろな問題について順にお話を伺っていききたいと思います。では、早速1番の方が担当された事件の概要について御説明させていただきます。1番の方が担当された事件は、平成30年3月に判決があった強盗致傷、窃盗被告事件です。コンビニで商品を万引きして車で逃走しようとした被告人が、犯行を目撃して立ち塞がるなどした被害者に車を接触させるなどして、加療約1週間のけがを負わせたという事後強盗致傷の事案と、ほかに万引き窃盗1件の事案であり、3日間の日程で行われたものです。被告人は、強盗致傷の事案につき、被害者が後ろに立っていることに気が付かなかった、ぶつかるとは思わなかったなどと主張して、暴行の故意の有無や内容が争われました。判決は、暴行の確定的故意があったと認定し、懲役4年となりました。1番の方に裁判員裁判に参加した全体的な感想をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

1番

裁判員として、裁判に携わるということについて最初はすごく戸惑いがありましたが、8名の裁判員等の方と意見をすんなりと言うことができ、また、裁判長等に自分たちの意見を言える環境を整えていただきました。判決においては、被告人が今後、ちゃんと更生して、万引きというものを直すことを第一に考えて皆で判決をさせていただきました。

司会者

それでは、次に2番の方が担当された事件ですが、平成30年6月に判決があった強盗致傷被告事件です。被告人がコンビニの駐車場でエンジンをかけたままの車に乗り込んで窃取しようとしたところ、これに気付いた被害者が運転席のドアを開けて制止しようとしたことから、車を発進、後退させて被害者を転倒させ、加療約2週間のけがを負わせたという事案であり、3日間の日程で行われたものです。被告人は、犯行当時酒に酔っており、当時の記憶がないとしながらも、事実については争わず、被告人にどのような刑を科すのが相当かが問題となりました。判決は、懲役3年、5年間執行猶予となりました。では、2番の方、御感想をお願いいたします。

2番

まず、裁判員裁判の知らせが来たとき、一番最初は抽選に外れてくれたらうれしいなと思いましたが、それと同時に、もし選任されたら、そこは精一杯やっ払いこうという気持ちで臨みました。そして、裁判員に選任されてから裁判員裁判のことについていろいろと説明を受けまして、その後法廷に足を運んだときに、やはり自分がイメージしていたものとギャップが非常にありまして、正直戸惑いました。法廷に行くというのは、普通の生活ではなかなかありませんので、こういうものなのかと思ったと同時に、やはり全くそういうものに関わらない者としてはちょっと厳しいものがあるかなというのが実感でした。そして、いろいろ話を進めていく中で裁判長が大勢に流されずに、自分の意見をちゃんと持って言ってくださいということは何度もおっしゃっていました。評議を進めていく中で、人数が多い方に自分の考えが流されそうになることがありました。そのときに、果たして、多いから自分はそっちに行くのだろうか、それともみんなの意見を聞いた上で、そちらがやはり正解だと思って、そちらに行くのだろうかと考えました。そこは、自分が違うと思ったら、たとえ一人になったとしてもとどまる。そういう物差しを自分の中に持ちながら裁判員裁判に臨みました。それと、裁判官は常に私たちが意見を述べやすい環境を作ってくださいました。これから裁判員裁判に臨む方の中には、裁判所は敷居がすごい高いと思っている方もおられるかもしれませんが、裁判官が割とおもしろかったり、私たちと同じ感性を持っていたりとか、そういうことも知ることができて、「あっ、私たちと同じ人間なんだ。」ということをすごく感じました。その後、新聞を見るにつけて、裁判員裁判という文字を見ると、自分がそこにいたらどうなんだろうということを考えるようになりました。

司会者

では、続いて経験者3番の方と4番の方は同じ事件を担当していただきました。平成30年12月に判決があった強盗殺人、死体遺棄被告事件です。事件の概要を御説明しますと、被告人が、当時84歳の被害者を殺害して金品を奪おうと考え、共

犯者と共謀して、被害者の頸部を絞め付けるなどし、何らかの原因によって死亡させて殺害した上、現金約50万円を奪い、群馬県内の川にその死体を遺棄したというもので、11日間の日程で行われたものです。被告人は、死体遺棄事件に関与していたことは認めていたものの、強盗殺人事件の犯人であることや死体遺棄事件の正犯であることを争っていました。判決としては、被告人が強盗殺人、死体遺棄事件の正犯であることをいずれも認めた上で、検察官の求刑どおり無期懲役となりました。この事件では7名の証人尋問が実施されて、被告人質問が2日間にわたり、被害者参加もありました。審理期間も比較的長かったことから、いろいろ御苦勞もあったかと思いますが、3番の方、参加された全体的な感想についてお願いします。

3番

私も選ばなければいいなと思いながら裁判所に来て、抽選で当たりました。私は、強盗殺人というのは重い罪であり、許せないタイプなので、自分が犯した罪は償いなさいよと思っていました。検察側の意見がごもつともというものばかりだと思いながら裁判を聞いていました。裁判をやっているときに、自分で、これはおかしいという点をメモに残して、これはどうだったのだろうかとか、これはこうだったのではないのかとか、いろいろなことを様々な方面から自分でメモして、いろいろなことを考えてみました。それで、皆さんと評議室でいろいろ意見を言い合う中で、私だけ意見がちょっと合わないところがありました。自分はちょっと頑固なもので、そのまま通していました。やはり、罪を犯して被害者に謝っているのに、私はしていませんというところを見ると、だったら謝らなければいいだろうなって後から考えてみたり、いろいろなことを考えていました。裁判員の皆さん、裁判長や裁判官もみんな心優しい人で、評議室ではいろいろな話をして、ディスカッションをしました。判決は無期懲役でしたが、終わってからも自分で、あのときはああだろうな、こうだろうなっていうに考えることがあります。それでも自分は正しかっただろうと今も思っています。

司会者

4番の方も同じ事件を担当されたということですが、全体的な御感想をお願いします。

4番

裁判員制度が始まって10年目ということですが、実際私の身近なところで裁判員に参加している人が一人もいなくて、そんなこと本当にあるのかなって思っていたのが実際でした。通知が届いて、「あれ、来たよ、こんなのが。」って夫に言われて、「おまえ、すごいな。」なんて言われたのですが、裁判員制度についての関心はあり、図書館で裁判員裁判のDVDを見ましたが、まだ身近なものとしては考えられなかったです。でも、私のところにその通知が来て、社会に出ていけるという思いも湧きました。そして、実際に3週間という長い裁判で、年末のため、仕事のある人は忙しい時期でした。8人の裁判員等は、男女比も半々で、女性は世代的にも40代、50代、60代前半、後半、すごくバランスがよいと思いました。男性は、一番忙しい時期の、年齢的にも、そういう人たちが集まっていた中で、意外にも20代が3人おりました、そして中には専門職の方もいて、大変だっただろうなと思っていました。裁判員の中には、上司から、「おまえみたいなのはさ、人を裁いていいんか。」って言われたということも聞いて、「えっ、そんなことあるの。」なんて言いました。裁判員制度が国の制度とはいいいながらも、職場を休んで穴を空けるのは申し訳ない、やはり休みが取りづらいという方もいると思います。やはり、国民一人一人が全て裁判員になるという可能性を踏まえた上で、いつ、どんな場合においても受け入れる体制や受け入れる気持ち、それは持っていることが必要ではないかなと思いました。また、これからメディアを通して裁判員の必要性というものも、もっと伝えていただきたいということは思いました。被告人は、40代前半にして、どうしてこんな事件を起こしてしまっただろうか、どうしてこんな人生になったのだろうかということを思いました。40代といえば、子育てが終わって、次のステップに踏み出す、そういう年齢でもあるにもかかわらず、自分の身を拘束されてしまっただけで、まして娘もこれからの人生どうするんだろうって、彼女を目の当たりにして思いました。でも、こういうこ

とが自分の身近ではないところでいっぱい起きていると思ったり、そしてまた法廷の場で裁判官と同じ土俵で考えていいのだろうかという思いもありました。裁判官は、勉強されて、司法試験を知られて、その場に立っていられるのに、私たちが裁判員として同じように話し合っているのだからいいのだろうかという思いもありました。でも、裁判官としての見方、考え方や、それから一般庶民の私たちの見方、考え方、そういったものが相まみえて一つの事件を考えるといういい場になったかなと思いました。10年目ということですが、どうして裁判員という制度ができたのか、私はそのルーツを知らなかったですが、でもやはり自分が経験してみて、必要であったかなと思います。

司会者

では、続いて経験者5番の方が担当された事件ですが、平成31年2月に判決があった強制わいせつ致傷、住居侵入、強姦未遂の事案です。被告人が路上で被害者を押し倒すなどして、強いてわいせつな行為をして、全治約1週間のけがを負わせた強制わいせつ致傷の事案と、無施錠の被害者方に侵入して、被害者に暴行、脅迫を加えて姦淫しようとしたものの、うつる病気があるなどと言われて姦淫を諦めたという事案ということで、3日間の日程で行われました。事実関係には争いがなく、被告人にどのような刑を科すのが相当かが問題となって、判決としては懲役6年6か月となりました。それでは、経験者5番の方、御感想をお願いします。

5番

10年前に裁判員制度が始まったときに、その裁判員になった人が法廷のどこに座るのだろうと思ったら、全員傍聴席に向かって台の一段高いところに座るのです。ちょうど演劇でステージの上に立った俳優ではないですが、ああいう場所には立ちたくない、膝が震えると思いました。希望としたら傍聴席の一番後ろの席に6人なり8人がずらずらって並んでいたいなと10年前に思いました。それで、ある日、私に裁判員の候補者になりましたというお手紙がきて、仕事があるから行けないということですぐポストに欠席の答えを送りました。その後、投函してから考えました

が、くじ運のない私がここで当たって、これから先何年生きるか分からないし、明日死ぬかもしれないし、これはいい機会、二度とない機会だと思いました。それで、裁判所に電話を入れて、実はこういう訳で出席したいと説明して出席したところ、裁判員に選ばれました。この事件に関してですが、被害者の方が夜道を歩いていた、自宅の鍵を閉めていなかったりしたということがあったので、色々と考えさせられるところがありました。このことを知ってから、自分でもよく鍵を閉めるようになりました。今のところ、ちょっと忘れるときがありますが、また今日、裁判所に来て、この事件を振り返ってみて、また今夜から鍵を閉めたかどうかよく確かめようという気持ちになりました。あとは、評議するときに、皆さんの温かい空気がその評議室に流れていて、とてもいい感じでした。自分の意見が言えないということはさらさらなくて、裁判官の方、それから集まってくくださった皆さんの、本当にこやかで、自分の意見を止めておくというのではなく、自然に言葉が出てきました。とてもいい雰囲気、思った以上に、裁判所は随分柔らかい所だなと思いました。

司会者

では、続いて6番の方が担当された事件ですが、平成31年3月に決定がされた少年である被告人の住居侵入、強制性交等致傷被告事件です。事案は、少年である被告人が、被害者方の無施錠の2階ベランダ片開き戸から侵入し、被害者の首にはさみを押し当てて、暴行、脅迫し、口腔性交及び性交をして、全治約1週間を要する傷害を負わせたという事案であり、5日間の日程で行われました。この事件では、事実関係については争いがなく、被告人には保護処分ではなく、刑事処分が相当であるといえるかが問題となりました。心理学の専門家の証人尋問が行われ、被害者の心情に関する意見陳述も行われました。結論としては、家庭裁判所に移送する旨の決定がされました。それでは、6番の方、御感想をお願いします。

6番

裁判員の候補に上がりましたという通知をいただいたときに、自分の年齢を考えて、ここでパスして、次にいつ来るかというものがあまして、応募することに決め

ました。最終的に裁判員に選任され、とてもいいことになったと思いましたが、実際にこの事案を審理することになったとき、私はどうも被害者に対しての感情移入がほかの裁判員の方々よりも強かったのかなと思いました。自宅の自室で寝ているところを襲われたので、ほとんど落ち度がないと思いました。でも、裁判の観点からすると、無施錠の部屋があったことが落ち度になることもあるようです。そういう考え方をしていくと被害者はどうなるのという感情が私だけ一人で先走っていたような気がしました。確かに被告人、疑わしくは被告人の利益にということはありませんが、10代という若さで、被告人が顔見知りというのは、本当に被害者はつらいと思いました。それに対して、これだけの判決しか出せないの、日本の法律は、というのを本当に感じました。だから、裁判員の審理の間は、ものすごいストレスで、大変な思いをしました。

司会者

それでは、皆さんが裁判員候補者として裁判所にお越しただいて選任手続で抽選で選ばれましたが、その手続のことについて、お伺いしていきたくと思います。今年もそろそろ裁判員の候補者の名簿に登載されたという通知がなされる時期になってきましたが、皆さんにも11月頃に最高裁判所から封書が届いて、本年度の候補者として名簿に登載されましたという通知があったかと思えます。その後具体的な事件で、候補者に選ばれたので裁判所に来てくださいということで通知がされて、選任手続に裁判所にお越しただくことになったということになります。その間に職場とか、あるいは家庭での日程の調整であったりとか、いろいろと準備をしていたかと思いますが、そういう準備をする中で不安を感じたりお困りになった点がなかったか、あるいは苦勞した点がなかったかということについてお伺いしたいと思えます。それから、実際の選任手続の中で待ち時間が長かったかとか、あるいは手続で分かりにくい面があったかとか、そういうところについても何か御意見があればお伺いしたいと思えます。1番の方いかがでしょうか。

1番

まず、選ばれたことに関しては、周りの職場のみんなに言うのが嫌で、内緒にしてもらい、分かっているのは、店長と自分の直属の上司だけでした。パートでしたので有給休暇はありませんでしたが、職場でちょっと便宜を図っていただきました。休暇を取る日も決まっていて、選ばれても選ばれなくても、もう休みは完全に取っていたので、ここまで来たのなら選ばれてもいいという気持ちで裁判所に来ました。

司会者

2番の方はいかがですか。

2番

私の場合は、断る理由が何もなかったというか、全て断る理由以外のものに該当してしまっていて、そして選任においても、通知が来てから順番に行くのは、一つ一つ必要な作業かなと思っていて、特に困ったことはありませんでした。

司会者

3番の方はいかがでしょう。

3番

最初に裁判員の名簿に載ったときに手紙が来まして、次にこの事件に来てくださいという通知が来ました。そのとき、本当に、行かなきゃいけないのと思いました。が、過料の制裁があるとか書いてあり、行かなきゃいけないと思い、裁判所に来ました。その後、お友達に、「裁判員に選ばれちゃったのよね。」って言ったとき、「あなたは、それは誰にも言っちゃいけないのよ。絶対に言っちゃいけない。」と言われました。でも、裁判所に来たら、いや、選ばれたこと自体はいいんですよという話を聞きました。ちょっと皆さん勘違いしているようで、私も勘違いしていたかなと思いますが、裁判員に選ばれたことを言っただけではいけないのでしょうか。

司会者

候補者に選ばれたこと自体は、職場の調整であったりとか、御家族の調整であったりということでは、どうしても話さなければいけませんので、そういう部分では問題がないというふうにされています。ただ、広く社会一般に、ブログに載せ

るとかいうのは、その段階ではだめだということになります。

4番の方はいかがですか。

4番

最初の通知が来てから間が空いていたので、やはり本当に来たんだという感じで拍子抜けしました。先ほども言いましたが、身近なところで誰もいなかったし、本当にあったんだという感じでした。そんなに重く考えなかったです。自分も参加できるんだ、そのうちの一人としてという程度のもので、特に仕事もしていなかったから、私としては時間の調整も何もありませんでした。ただ、8人集まった中には苦勞している人がいて、本当にかわいそうなくらいでした。

司会者

5番の方いかがですか。

5番

裁判所から来たお手紙や、その内容などはとても分かりやすかったです。だから、お返事もスムーズに書けました。

司会者

6番の方いかがでしょうか。

6番

私も仕事を離れていましたので、日程的には空くので、是非行ってみようと思いました。裁判員候補者に選ばれましたという時点で、私は人を裁くことなんかできないから、断ったという人が二人ばかりいましたが、自分ができないから、人に任せて、後でがたがた言うなら、行ってこなくちゃと思って来ました。大変な思いをしましたが、いい経験でした。終わってからサークルの知り合いに話したら、一人だけ、私も来たら行くという人がいました。

司会者

それでは、公判審理、裁判の中身について話を進めてまいります。裁判の冒頭に、検察官、弁護人がそれぞれ冒頭陳述といって、これから行う立証活動のプレゼンテ

ーションを行った場面というのを覚えていらっしゃるでしょうか。この段階では、裁判員の皆さんは、起訴状に書かれていること以外は何も知らないという状態で、しかも初めて法廷に立ち会うということで非常に緊張されている場面かと思えます。検察官や弁護人は、そのことを前提に裁判ではどのような点が争われて、裁判所がどのような証拠に注目して、何を判断しなければいけないのかというのを理解できるように、それぞれ工夫を凝らしながら冒頭陳述というのをやっていると思われれます。そこで、皆さんが実際に法廷で冒頭陳述、検察官、弁護人の最初のプレゼンテーションを聞かれて、分かりやすかったかどうか、実際にこれから行われる審理の争いになっている点とか、審理のポイントが理解できたかどうかというところについて、率直な御感想をお伺いできればと思います。6番の方いかがでしょうか。

6番

私も争点を聞いて、家庭裁判所から刑事処分が相当であるということで戻ってきたという裁判もあることが分かりました。本当に何にも知らないけど、いろいろあるのですねというのが本音でした。実際やってみると、いろいろな考え方があることが分かり、やってみて本当に良かったです。説明は本当によく分かり、審理はやりやすかったです。

司会者

5番の方いかがでしょうか。

5番

弁護士も検察官も、説明はとても分かりやすかったです。ただ、一つ注文として、もう少しゆっくりしゃべった方が私たちに分かるのではないかなと思いました。

司会者

4番の方の事件は、結構複雑な事件だったと思いますけれども、いかがでしょうか。

4番

この事件は、新聞で読んでから、もう3年も経っていたので、ああ、そういえばあ

んな事件があったなという程度でした。検察官が最初に事件の概要というのを45分くらいお話ししますって言われて、ぴたっと45分だったのにびっくりしました。そして、とても、本当に声優さんのように分かりやすく話してくれて、ああ、私もあんなに歯切れよくきれいにしゃべりたいなと思ったことも事実でした。あと、弁護士もすごくいい声で話してくれて、それもすごく聞き取りやすかったです。

司会者

同じ事件を担当された3番の方がいかがでしょうか。

3番

今思うとサスペンシ的なところがいっぱいあるなという感じでしたが、法廷ではすごく真剣に聞いていました。裁判長や裁判官にもよく説明していただき、自宅に帰って復習して、いろいろ考えてやっていました。皆さん、本当にいろいろな意見があって、若い人はこういう考えがあるのかといろいろ考えさせられました。私のようにいろいろな人に裏切られたり、いろいろな経験をしてきたりしますと、ちょっと後ろ側のことを考えてみたりしますが、若い人は素直に考えることもあるのだなとディスカッションのときに思いました。

司会者

2番の方がいかがでしょうか。

2番

検察官と裁判官がそれぞれの立場から被告人にいろいろ質問し、その答えを聞いていく中で、自分の考えやその事件の受け取り方に新しい要素が加わって、角度を変えて考えることができました。本当に私たちに理解できる言葉で、もし分からなかったら裁判長や裁判官がフォローしてくれましたので、専門家ではなくても理解できたと思います。

司会者

検察官とか弁護人が初めにやったプレゼンテーションというのは、その後の審理を理解する上でもずっと役立ったということになりますか。

2番

初めは、もうただ、緊張していて半分以上ちょっと分からなかったです。いろいろ話を重ねていくうちに1日目より2日目、2日目よりも3日目という形で変わっていったというところです。

司会者

1番の方いかがでしょうか。

1番

私が担当した事件はコンビニで起きたものでしたので、防犯カメラで撮った写真などがあり、犯行の状況がよく捉えられていました。今、防犯カメラは、こんなにはっきり映るということが分かりました。実際に、防犯カメラの映像を見て、その感想を基に意見交換を行いました。裁判については、皆さん分かりやすくやっていただき、裁判長に自分の気持ちを代弁していただいたりして、そういったことでも話しやすかったです。

司会者

次に証拠調べについてですが、証拠書類の説明であったりとか、証拠物、凶器などがある事件では凶器を実際に法廷で見たりとかいうこともあったかもしれません。それから、証人や被告人から直接話を聞くという場面もあったかと思います。まず、証拠書類とか証拠物の取調べについて、分かりにくい点がなかったかどうか、あるいは、けがの写真とか現場の写真とかを見て気分が悪くなったりとか、そういうようなことがなかったかどうかという点についてお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

2番

けがといっても、かすり傷のちょっとひどいのぐらいだったので、本当に目を覆いたくなるような、そういうものではなかったです。ただ防犯カメラに関してちょっと疑問に思ったのは、防犯カメラの映像に被告人が映っていましたが、顔がはっきり映っていなかったのです。多分本人ではないかなというような、確定はできない

状況でした。テレビでは割と映像がもっとはっきり出て、これが犯人で同じ顔ですみたいな部分があったので、その映像ももっとはっきり出るのかと思っていました。

司会者

1 番の方も、けがの写真を見ましたか。

1 番

全治1週間でした。最初に裁判所に来て思ったのは、大変なけがのある事件だったらどうしようということでしたが、大丈夫でした。

司会者

証人の話を聞いたり、あるいは被告人本人の話を聞いたりという場面が審理の中ではあったかと思います。それで、まず検察官や弁護人が質問をして、証人、被告人が答えるという場面があったかと思いますが、それが分かりやすかったかどうか、それから、裁判所から補充で直接質問する機会もあったかとは思いますが、ちゃんと質問できたかどうかというところで何か御感想がある方はいらっしゃいますか。

3 番

検察官のはっきりした質問に対して、被告人の目の動きとかも、上からだと見えました。被告人が嘘をついているのか、又は何を考えているのかということについて、評議のときに被告人はあの質問のときに目を動かしていたよとか、目をむいていたよというような話をしていました。裁判長も裁判官も、あと裁判員の人たちも、的を射た質問をしていらっしゃったなと思いました。

司会者

裁判所から質問をする前に休憩時間を取ったりして、質問の整理みたいなことはやられていたんでしょうか。

3 番

していました。法廷の裏の部屋に行って、裁判長から質問したい方は質問していますよと言われ、聞きたいことを質問していました。

司会者

ほかの方も含めて、聞きたいことは大体聞けているようだったということでしょうか。

3 番

はい。被告人に聞ける範囲で聞いていました。法廷の裏の部屋で裁判長に調整していただいて、「あなたは聞いてください、あなたも聞いてください。」ということで質問させていただきました。

6 番

初めの話だと、補充裁判員は質問ができないということのようでしたが、実際にやってみるとみんなで意見を出していたので、補充裁判員が意見を言えないということはありませんし、みんな聞きたいことは、質問に入れてもらっているのだから、黙って聞いているわけではないのだということが分かりました。私が裁判員裁判に行ってきたという話をすると、親しい人たちは「どうだった。」と聞くので、「いや、実際に行ってみると、考えているよりもいろいろなことが聞けるし、見えるし、是非やる気があったら行って。」と言っています。100人以上の方に言って、たった一人、「もし当たったら、私行きます。」という人がいました。

司会者

今のお話だと、補充裁判員の方も実際に審理に立ち会って、証人尋問なども聞いているわけですが、そこで疑問に思ったことを出してもらった上で、ほかの方の質問に織りまぜたりして質問をしているということですか。

6 番

はい。

5 番

私たちの裁判では、6名の裁判員全員が一人ずつ被告人に質問できました。事件がわいせつ事件でしたので、証人が専門家の方だったと思うのですが、DNAなど、もう、ちんぷんかんぷんで一切分からなくて、難しくて、眠くなってしまうぐらい、余りにも専門的過ぎてこんがらがりました。

司会者

この点は、3番の方、4番の方が担当した事件も専門家の証人がいたかと思いますが、いかがですか。

4番

DNAにおいては、理数系の世界でした。私も眠くなりました。あれは、法廷の中で時間を取ってやる必要があったのかというのは疑問でもありました。私は眠くなりましたが、眠くなったのは、きっと私だけではないと思います。必要だったのかなと思います。

司会者

3番の方はいかがでしたか。

3番

私は眠くなるというより、そのDNAというのが本当にきちんと分かればよいなと思いました。車で事故を起こしたら、ドライブレコーダーが証明するように、やはり必要不可欠なものなのだろうなって思っていました。ただ、その内容が、こうだからこうとか、男とか女とか、男のものがあるのなら、旦那さんも疑えるのではないかなんて考えたりもしてしまいましたけれど、やはりDNAをきちんとやるのも、その裁判のときにするのかしないのかはちょっと分かりませんが、必要なのだろうなと思いました。

司会者

それでは、先に進めますが、検察官、弁護士から証拠調べが終わった後に最後に検察官から論告求刑、弁護士からは最終弁論という形で最後のプレゼンテーションがあったと思います。実際に評議で結論を決めていく際にも、そういう検察官、弁護人の意見を参考にしながら考えていったかと思いますが、論告、弁論が分かりやすかったかどうかというところについて、御意見のある方はいらっしゃいますか。逆に分かりにくかったという方はいらっしゃいますか。

1番

結構やってから日にちも経っていますが、評議室などで、これはこれで、ではこれはこうしますということを説明していただいたような気がしますし、納得してやりました。

2番

最終段階ということなので、私たちもいろいろ考えをまとめていて、そういう中で最後の論告弁論というやり取りなので、話の運びというか、それもほぼ理解することはできましたし、双方のやり取りの中で聞きたいことは大体聞けたと思います。

司会者

そうすると、初めの冒頭陳述よりは最後の論告弁論の方がずっと頭に入ってくるという感じでしょうか。

2番

そうですね。最初はもう、その場というのに飲み込まれていますから、ああ、こういうものなのかということで、内容は右から左に抜けていくという感じでした。それから2日、3日経っていくうちにいろいろ学習したので、どうにかきちんとその場に立つこともできました。

司会者

法廷の雰囲気にも慣れているし、証拠の中身もきちんと理解できているということですか。

2番

はい、そうです。

司会者

それでは、更に進めまして、評議をして判決を決めていくということになるわけですが、評議のやり方について分かりやすい進行だったかどうかとか、意見が言いやすい雰囲気だったかどうかとか、あるいは裁判員の方の意見がきちんと反映されていたかどうか。あとは、裁判官から、事件によっては法律の解釈であったり、量

刑の考え方の説明などがされたこともあったかと思いますが、そういう説明が分かりやすかったかどうかとか。あと、量刑データベースというのを使われた方も多いのではないかと思います。その使い勝手がどうかとか、御意見がありましたらお伺いしたいのですけれども、何かありますか。

3番

量刑は前例ということで、こういう裁判の刑はこういう刑になったなど、無期懲役、死刑とかいろいろありました。ああ、なるほどというような受け入れ方をしました。人を殺したのだから、死ねばいいのではないかという意見もありますが、だんだん年とともに考え方も変わってきて、いろいろな罪を犯した人も、借金詰めで、そういう借金をするのも本人が悪いのだと思いますが、そういう立場に置かれて、追い込まれてやるのでしょうか、そういう気持ちも分からないでもないと思います。自分が経験するとか経験しないとかではなくて、そこまで追い込まれたら、それによって、そこまで追い込まれるのだらうなという感覚というか、そういうのはありました。

4番

普通、3日から5日ということで、私の場合は11日間と長かったです。だんだん2日、3日、4日、5日と時間が経過していく中で、みんなテンションが上がってきます。最初は、裁判長から「どうですか。」と聞かれて、「ええっ。」と言っていたような人が、日ごとに意見を言えるように慣れてきて、遠慮がちの人もいましたが、時間とともにそういう人が必死に参加するようになってきて、その11日間という期間が非常に貴重だったと思います。裁判長もとってもフレンドリーな方で、気持ちを和ませてくれる方でしたので、だんだんと時間とともに和んできて、評議というよりも、本当にフレンドリーな話合いができて、本音が言えたような気がします。

2番

評議に関してですと、事前に説明などがされていまして、私たちの意見を言いやすい環境というのを努めて作ってくださっていました。それで一人一人意見を聞

く順番も積極的に意見を出しそうな男性の方からまず難しい問題は聞いてくださったりとか、その場、その場で随所にいろんな気配りがされていたというのは、参加していてすごく感じました。量刑については、いろいろ、前にこういう判決が出ましたというのがあり、同じものはないですが、できる限り近いものを提示していただきまして、それが大きく参考になったというのがあります。先ほど、ちょっと言いそびれましたが、法廷で私たちから被告人に質問する場面で、被告人の友人とか会社の方というのが、非常に強面で、怖い方の面々が並んでいまして、長時間睨まれている状態というか、日常ではあまり接触しない方々が並んでいて、座っている間ずっと視線がこちらに来ていますから、それは無言の圧力というのがすごく強かったです。それで、私が疑問に思ったことを聞きたかったのですが、怖くて聞けなかったのです。法廷の奥に控えたときに、裁判官と裁判長に、怖くて聞けないけど、こういうことを疑問に思うと伝えましたら、男性の方が、「では、私が聞きましょう。」と行ってくださって聞いていただきました。自分の聞きたかったこともきちんと別の方が聞いていただくなどその場に応じた対応をしてくださって良かったと思います。正直、ずっと長い間睨まれているような感覚になるというのは、私にしたら日常、例えば電車で一緒になれば車両を移ったり、その場を離れば済みますが、法廷の場だとずっといなければいけません。それで、ふだん接触しないような方々からずっと長い間、視線が集まっているというのは、無言のプレッシャーをある程度感じました。それを別の形で回避していただけたので、それは非常に感謝しています。

司会者

それは、一緒に裁判を担当する中で、きちんと理解をして、結論をきちんと出そうというようなチームワークみたいなものが出てきたという感じなのではないでしょうか。

2番

そうですね、非常にまとまっておりました。

司会者

それでは、今は事件の中身について大分聞いてきたのですが、少しそれと離れま

して、裁判員制度の運用の問題についてお話をお伺いしたいと思います。裁判員を経験されて、裁判官からも説明があったと思いますが、守秘義務であるとか、事件を担当する上で知った関係者のプライバシーについては外では話さないようにというような説明があったかと思います。実際に裁判員を経験された皆様から見て、この守秘義務というのが必要なかどうなのかとか、あるいは実際に任務を終えて、その後に守秘義務に関して困ったことがあったとか、何か御経験がありましたらお話をお伺いできたらありがたいのですが、どなたかいらっしゃいますか。

1 番

守秘義務ということで、内容に関してはあまり言えませんが、裁判員裁判ということに関しては言って大丈夫ということなので、「裁判員裁判、私行ってきたんだよ。」というのは、やった後に職場ではちらほらと言いました。内容のことも別に誰も聞いてこないですが、やはり経験的にすごくいい経験というのと、被告人の方には申し訳ないのですが、裁判員裁判ということに関しては一般の人も触れてみるのもいいのかなと思います。

司会者

任務を終えた後に裁判員の経験をほかの方にお話しするに当たって、ちょっと守秘義務があるからということで困ってしまったりとか、そういうことはあまりなかったですか。

1 番

守秘義務に関しては、本当に、「あっ、言ってはいけない。」と、話をするときには頭の中をぐるって回るので、こういう意見を言ったとか、そういった意見を言ったとか、こういうふうになったというのを言わないというのがずっと頭にはあります。

2 番

話して良いことと思う基準は、新聞に載っている内容は話しても良いということでした。あと誰が、どういうことを言って、この判決のときに誰が、どのような量刑についての意見を述べたのかとか、そういうことに関しては家族であっても、そこ

までは触れなかったです。やはり守るべきところは守り、事件の大まかな流れの辺りを話しました。あとは思っていた以上に、話し合うということが、いろいろな年齢層、いろいろな考えを持った方、いろいろな職業の方が話して、そしてプロの方たちとの感性というか、感覚の違いというのも感じていたので、そこを一般の人たちとの接点をうまく見付けていくという、そういうことについてすごく考えさせられたというような、そういう感想とかを家族で話しました。

司会者

次にこれから多くの国民の方に裁判員裁判に参加していただくために、どういう工夫が考えられるのかや、これから裁判員になられる方にメッセージがありましたら、お伺いしたいと思います。

1 番

通知が来ると、やはりどれも該当するものはないので、絶対行かなきゃいけないという、何か本当に圧をかけられているようで、「逃れられないの。」というのはすごくありました。未経験なことですし、最初は逃げ場のない抽選をされた感じがすごく、皆さんもどきどきすると思います。やってみれば、経験して良かったということが、通知の中にもありましたので、「本当かな。」というのはありませんが、経験して良かったと思いました。経験すると大丈夫という、そういうのを前面に出していけたらいいのかなと思います。

2 番

裁判員裁判に参加した方がいいかどうかと言えば、絶対にした方がいいと思います。ただ、仕事柄、休暇をもらえる方がいいかと思います。拘束時間は長いですし、どういう事件に当たるか分からないので、私の場合は3日で済みましたが、もっと長期になりましたら、それは会社にも迷惑を掛けるので、そこは置かれた状況を判断して、無理なときは無理をしないという選択は大事だと思います。事件の内容によっては、裁判員の人にも非常に心理的な負担が掛かる場合があると思います。そのフォローというか、相談というか、そういう場もあると聞いていたのですが、そう

いうこともきっちり、どういう形で裁判員になった方が安心して、そういう裁判員という制度の中でできるかということをもうちよっと明確に、どのようなフォローがあるかというのを教えていただくということも大事だと思います。そして、私達の身近にないような事件に遭遇するので、そういうことも踏まえて、犯罪やそれを起こした人たちと関わるという部分ではしっかり受けとめて、国民として義務を果たすというのも大事なのだなと思います。

3番

裁判員に選ばれましたが、選ばれなくなかった気もします。でも、裁判員になったことを後悔はしていません。ただ、これから選ばれる人がどう負担に思うのかなというのはあります。専門家の方たち、検察などがいろいろ突き詰めて、実際にはそれが正しいのだろうなと思うことを、私たち一般人の目から見て、それを審議しないといけないというのは、「ん。」という思いがあります。裁判官でいいのではないのというところもありますが、そういう制度がある限りは、やはり出ていただける方がいたら出ていただいて、経験を積んでいただければなとは思っています。私たちの年代になると、「私は出たかったのだけど、年でだめだったのよね。」と言った方もいらっしゃいましたし、本当に興味を持っている方は、裁判員に選ばれたいなと思っっているのかなと思います。私は、裁判員になったことは後悔はしていません。良かったか悪かったかで言ったら、「まあまあかな。」みたいなところがあって、今だに頭の中にあれはどうだったのだろうという考えがいつもよぎります。だから何とも言えません。

4番

最初、8人集まったときは、もうみんな何かすごく重い雰囲気であったというか、責任の重さを感じている様子でした。特に男性は、職場を空けるということで、すごく大変だったみたいです。そういうことで、もう逃れたかったのだけどという方がいて大変だったように見受けました。でも、11日間やっていく中で、テンションも上がりつつ、本当に裁判員として働いたなという思いがあります。もちろん国家資

格とか何もないですが、裁判員として裁判官とともにジャッジしてきた11日間というのは何かとても複雑であったけれど、最後にすごく清々しい思いが残っているように思いました。最後に終わって、裁判官三人の方々が見送ってくれて、そのときに、「これで終わりなんですかね。」なんて名残惜しい気持ちで、「じゃ、お疲れさまでした。」と言いながら別れました。裁判員ということにおいては、時間を取らなければいけない。そういったことの重みがまずあるのは事実だと思います。私は、お正月にいつも中学校の仲間30人ぐらいで集まりますが、「私、裁判員に出たんだ。」と言ったら、「えっ、いい経験したね。」と、その時の仲間みんながやってみたいって言っていました。というのもリタイアする年齢に近いからというのもあると思うのですが、興味本位ということでもないですが、一つの経験として、一生に一度はやってみたいということをみんな言っていました。そんな興味本位で裁判員をやってはいけないとは思いますが、国民の一人として、そういう場に参加できたということはすごく誇りに思います。

5番

子供に社会科見学というのがありますよね。だから、裁判所に来るということは、大人の社会科見学だと思って、いい機会だと思います。知らないことというのは、何歳になってもあるものです。年を取れば取るほどたくさんあると思います。ただ、本人が一步出るか出ないかの問題で、これは一步出た方がとっても視野が開けるし、分からなかったことが少しは理解できるようになると思いますので、お勧めいたします。

6番

年齢的なこともありますし、男性や比較のお若い方は仕事なのでしょうが、我々が引っ掛かるのは、育児と介護です。介護は、15年から20年近くやりまして、それが終わった後は、個人的なものです。民事裁判を2回起こしまして、裁判所に入ったことはないという訳ではないのですが、ただ、足を踏み入れたことはあるぐらいだったのです。1件は最高裁まで争ったのですが、その判決を聞いて、「どうして

だめなの。裁判を起こすのってこんなに大変なのよ。私の戸籍を取るのに何でそんなに掛かるの。」って。それでも跳ね返される。「裁判て何ですか。」という思いがあったから、裁判員は是非やってみたいと思っていました。自分で裁判を起こす中で「裁判所ってどうして一般常識が通らないの。」という感想を持っていたのですが、裁判員裁判でも、被害者の尊厳とは何かということをいろいろと考えさせられました。

司会者

では、いろいろ御意見を伺いましたけれども、検察官、弁護人、裁判官の方から御感想があれば、お伺いしたいと思います。

検察官

皆様、今日は貴重な御意見をたくさん聞かせていただきましてありがとうございます。私は、なかなか直接裁判員の方々と触れ合う機会もありませんので、こうしていろいろな方の御意見を伺うことができまして、本当にたくさんのことを学ぶことができました。いつも検察庁としても裁判員の方々にできるだけ分かりやすく、私たちが求める結論に導けるように、できる限りの訴訟活動をしていこうというふうにはいろいろ試行錯誤はしているのですけれども、やはり全く反省点のない裁判というのは今まで私の経験上も先輩にもないようですし、毎回何か反省点があるというところです。ただ、裁判員の方も、被告人にとってもその事件はその時しかありませんので、できる限り毎回ベストを尽くせるような裁判員裁判にできるように私たちも頑張りたいと思っています。今日は貴重な機会をありがとうございました。

弁護士

一つ一つの事件に向かってベストを尽くすという検察官の意見に関しては、敵対する立場ではありますが、全く同じです。私も引き続き頑張っていきたいと思っています。その上で2点お話をさせていただければと思います。まず、1点目ですが、風通しのよさというのを今日ここにいて感じました。今、検察官がおっしゃったように、裁判員の皆さんと我々当事者というのは全く接点がないのです。ですから、借

金をした人が人を殺めてしまう気持ちは分かるって先ほどおっしゃいましたが、僕らというのは、時にそういうところにスポットライトを当てて、こういうところがあるんですよということを訴えて、頑張っています。弁論で一生懸命自分の力を出し尽くした後、皆様は法廷の裏に消えていきますが、気持ちが届いたのかなとか、やはりすごく不安な気持ちがあるのです。ですから、非常に分かりやすいような弁論を組んでいこうという気持ちを新たに持ちました。最後に一つ、冒頭陳述をもう少し工夫しようかなと思いました。僕らは、ある意味で麻痺しているのかもしれないなと思いました。民事の方が多いのですが、刑事にも携わらせていただいている中で、法廷に立つということに対する緊張感をやはり皆さんが持っているものよりは多分少ないかと思います。だから、一番最初の入りは、もっと分かりやすく、図面を描いたり、そういうところ気を付けようと思いました。

3番

いいですか。今、その気持ちは分かるとは言いましたけど、殺人はいけません。それは、借金して追い込まれる気持ちは分かりますが、殺人に至ってはいけないのではないかということです。

裁判官

裁判員裁判の広報は、裁判所も一生懸命やっておりますが、経験者の皆様の言葉に勝るものはございませんので、今日、皆さんが参加したことに加えて、裁判員の経験を前向きに捉えて、日頃からお伝えいただいているということですが、改めて感謝を申し上げたいと思います。どうもありがとうございます。

司会者

それでは、マスコミの方からの質疑応答に移りたいと思います。御質問のある方は、所属を名乗っていただいた上で質問をお願いいたします。

朝日新聞

質問を3点させていただきます。まず1点目ですが、裁判員の方の中で世代が違ったり、若しくは男女であるとか、職業であるとか、そういった違いの中で考えの差

が出てくる場面が評議の中であったのではないかと推察するのですが、その場合、擦り合わせというところで、関係が悪くなったりとか、そういったことはありませんでしたか。うまく評議できなかったということも改めて伺いたいです。

4番

私も8人の中で年長の方だったのですが、それなりに人生経験を積んではきています。それはいいことだと思うのですが、でも思い込みというのが逆にあります。そういう中で、20代の方々の柔軟な意見、考え方、そういったもので、「ああ、そうか。」ということも何度もありました。逆に、雰囲気が悪くなるということは全くありませんでした。「ああ、そうね。そうね。」と広がっていきました。

2番

比較的若い方もいまして、年齢的には非常にバランスがとれていました。20代の方も二人ぐらい男女別にいましたので、そうすると意見も様々になって当然だと思います。話し合う中で折り合いをつけたり、また本当に若い方の捉え方というのが非常に鋭いというか、私たちが丸くなったところではない部分を捉えていくので、それがすごく良い刺激になって、対立とか何かうまく意見がまとまらないとか、そういうことがなかったように思います。

朝日新聞

次の質問に参ります。先ほど2番の方だったと思いますが、強面で怖かったとおっしゃっていましたが、ほかの方、そういったことはありましたか。傍聴席とか被告人の関係で、質問しにくいことはありましたか。

3番

法廷裏で話していたのですが、「あの人は、あの人のお姉さんかしら、ずっとこちらを見ていて、睨みつけているわよね。」なんて、上から見るとそこまで見えるのだなと思いました。強面の方はちょっと見当たりませんでした。

1番

私のときは、お子さんが来ていて、お子さんのもとに早く帰してあげるとい、そ

ういった意見もまたいろいろ聞いたことは事実です。

朝日新聞

最後に、我々マスコミは、裁判をいろいろ傍聴したりして、きっちり取材をしていますが、御自身が担当された事件の裁判の記事を新聞などでお読みになったりしましたか。

4番

裁判長が新聞を持ってきてくれましたので、読んだりしましたが、そのとき、あおり運転のもっと大きな事件が占めていたので、ちょっと小さかったです。

朝日新聞

裁判員をやった後、全国のいろいろな事件や裁判などの新聞記事について、見方が変わりましたか。

4番

私は、改めて著名な事件の被告人に関する本を読み、その人物像に興味をすごく持ちました。

5番

最初に申し上げたように、裁判員になった人が一段高いところから傍聴席に向かって座るのは膝が震えるようで嫌だって思っていました。だんだんその雰囲気。の温かさに慣れまして、上から傍聴席を時々眺めて見ていました。そうしますと、事件が事件なだけに、そんなに怖い人もいなかったような気がします。それと、一生懸命メモを取っている方が何名かいらっしゃって、新聞記者の方かなと見えるほど余裕が出ていて、膝はがくがくしませんでした。新聞記事を読むようになったのは、自分が裁判員になった後、新聞の群馬版に判決があった裁判の記事が出ていると特によく見るようになりまして、國井裁判官だとか、括弧して書いてありますので、興味を持って見えています。

6番

私の担当した事件だと、私の関心は児童虐待の方にちょっと向いていました。要

するに、この事案でもそうですが、女性のプライドというか、生き方に対しての男性目線の判決しか出ていないなというのをすごく感じたものですから、被害児童のスケッチでも、ああいうものに対して、もうちょっと、子供だって尊厳がある、女の子だって尊厳がある。そこら辺をもうちょっと突っ込んだ判決とかやってくれないのかなと思って、そういうものに対してはものすごく関心があって、一連の虐待事件では新聞記事を追いました。これも裁判員裁判になっているのに、みんなどのぐらいまで被害者の痛みがわかるのかなというのは常に頭にあります。

司会者

これで裁判員経験者の意見交換会を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。